

(様式 1-3)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)	事業番号	D-13-1
交付団体		檜葉町	事業実施主体 (直接/間接)	檜葉町 (直接)	
総交付対象事業費		117,900 (千円)	全体事業費	361,560 (千円) 117,900 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により甚大な被害を受けた波倉・下井出・前原・山田浜地区において、災害危険区域内に指定した移転促進区域内の住居については、防災集団移転促進事業により集団移転を促進することとしているが、集団移転とは別に自ら個別移転を行う移転者に対し、新たな住居の建設(購入)等に要する金融機関等からの借入金に対する利子相当額の補助及び移転費用の補助を行う。</p> <p>【補助金額】 ・借入金利子相当額上限 7,080 千円/戸 (住宅 4,440 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 580 千円) ・移転費(除却費等)上限 780 千円/戸</p> <p>【対象戸数】 15 戸 移転促進区域内住宅 98 戸のうち、個別移転希望者 46 戸であるが、当町においては今なお避難指示解除準備区域にあり、住宅再建について見通しが立たない町民も多いことから、平成 25 年度 15 戸、平成 26 年度 20 戸、平成 27 年度 11 戸と計画的に事業を進めていく。</p> <p>【事業費算出】(7,080 千円+780 千円)×15 戸=上限 117,900 千円</p> <p>【檜葉町復興計画第二次】 取組名:復興を目指す新たな土地利用 取組内容:新しい住まいの確保と街並み形成</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度>本事業の利用者募集及び対象者への補助金交付 (15 件・117,900 千円) <平成 26 年度予定>補助金交付 (20 件・157,200 千円) <平成 27 年度予定>補助金交付 (11 件・86,460 千円)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>高さ 10.5m の津波が沿岸部を襲い、2.87k m³ が浸水し、津波により亡くなられた方は 13 名、津波被災戸数は 98 戸*と壊滅的な被害を受けている。 *内訳 波倉地区 27 戸、下井出地区 13 戸、前原地区 29 戸、山田浜地区 29 戸</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	檜葉町	事業実施主体 (直接/間接)	檜葉町 (直接)		
総交付対象事業費	256,605 (千円)	全体事業費	826,352 (千円) 789,396 (千円)		
事業概要					
<p>住居が全壊・半壊し、個人で住宅を再建することが困難な被災者の生活再建を支援する観点から、災害公営住宅整備事業の整備を行っており、各住宅が完成したことにより、平成 28 年度から随時入居開始となるが、入居者においては、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要があるため、近傍同種家賃額と本来の入居者負担基準家賃額との差額について補助するもの。</p> <p>なお、各住宅団地により事業完了時期が異なり、それに伴い入居時期も異なるため下記の期間から家賃低廉を行う。</p> <p>対象戸数：141 戸</p> <p>対象箇所：中満団地 123 戸 (2LDK：56 戸、3LDK：63 戸、長屋 4 戸) 平成 29 年 1 月入居開始 (123 戸のうち 15 戸) 平成 29 年 3 月入居開始 (123 戸のうち 59 戸) 平成 29 年 6 月入居開始 (123 戸のうち 49 戸)</p> <p>一ツ屋団地 8 戸 (2LDK：2 戸、3LDK：6 戸)</p> <p>シウ神山団地 10 戸 (2LDK：2 戸、3LDK：8 戸)</p> <p>【檜葉町復興計画第二次】 第三章 2-3 (2) ④ 応急仮設住宅、災害公営住宅の提供</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 1 月) 平成 29・30 年度事業費分として、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、222,906 千円 (国費：平成 25 年度復興庁繰越分 (当初分) 195,042 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 256,605 千円 (国費：224,528 千円) から 479,511 千円 (国費：419,570 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 31 年 1 月) 平成 31 年度事業費分として、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、110,210 千円 (国費：平成 26 年度復興庁繰越分 (当初分) 96,433 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 479,511 千円 (国費：419,570 千円) から 589,721 千円 (国費：516,003 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (令和 2 年 1 月) 令和 2 年度事業費分として、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、199,675 千円 (国費：平成 26 年度復興庁繰越分 (当初分) 174,715 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 589,721 千円 (国費：516,003 千円) から 789,396 千円 (国費：690,718 千円) に増額。</p>					

<p>当面の事業概要</p>
<p>近傍同種家賃と入居者基準負担額の差額分</p> <p><平成28年度>中満団地：15戸（2カ月）、一ツ屋団地：8戸（12カ月） シウ神山団地：10戸（10カ月）</p> <p><平成29年度>中満団地：74戸（12カ月）、49戸（9カ月） 一ツ屋団地：8戸（12カ月）、シウ神山団地：10戸（12カ月）</p> <p><平成30年度～平成32年度></p> <p>中満団地：74戸（12カ月）、49戸（12カ月） 一ツ屋団地：8戸（12カ月）、シウ神山団地：10戸（12カ月）</p>
<p>東日本大震災の被害との関係</p>
<p>推定で 10.5mの高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k㎡が浸水し、沿岸域各地区で計125戸（航空写真により）の住宅に壊滅的な被害が発生した町民のうち、全壊及び半壊の判定を受け自宅を解体せざるをえない町民のうち個人での住宅再建が困難な町民に対し、災害公営住宅の整備を行ってきた。</p> <p>各住宅において平成28年度から入居開始となるが、入居者においては、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要があるもの。</p>
<p>関連する災害復旧事業の概要</p>

(様式 1-3)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	15	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業		事業番号	D-6-1
交付団体	檜葉町		事業実施主体 (直接/間接)		檜葉町 (直接)	
総交付対象事業費	3,356 (千円)		全体事業費		95,359 (千円) 82,874 (千円)	
事業概要						
<p>住居が全壊・半壊し、個人で住宅を再建することが困難な被災者の生活再建を支援する観点から、災害公営住宅整備事業の整備を行っており、各住宅が完成したことにより、平成 28 年度から随時入居開始となるが、入居者においては、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要があるため、本来の入居者負担基準家賃額と特定入居者負担基準家賃額との差額について補助するもの。</p> <p>なお、各住宅団地により事業完了時期が異なり、それに伴い入居時期も異なるため下記の期間から家賃低廉を行う。</p> <p>対象戸数：141 戸</p> <p>対象箇所：中満団地 123 戸 (2LDK：56 戸、3LDK：63 戸、長屋 4 戸) 平成 29 年 1 月入居開始 (123 戸のうち 15 戸) 平成 29 年 3 月入居開始 (123 戸のうち 59 戸) 平成 29 年 6 月入居開始 (123 戸のうち 49 戸)</p> <p>一ツ屋団地 8 戸 (2LDK：2 戸、3LDK：6 戸)</p> <p>シウ神山団地 10 戸 (2LDK：2 戸、3LDK：8 戸)</p> <p>【檜葉町復興計画第二次】 第三章 2-3 (2) ④ 応急仮設住宅、災害公営住宅の提供</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月) 平成 29 年度事業費分として、D-23-1 集団移転促進事業計画策定事業、D-20-1 復興町づくり計画策定事業、F-2-1-1 市街地復興効果促進事業及び D-14-1 中満造成地滑動崩落緊急対策事業より 13,730 千円 (国費：H23 復興庁繰越分[当初] 予算 10,297 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 3,356 千円 (国費：2,517 千円) から 17,086 千円 (国費：12,814 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 1 月) 平成 29・30 年度事業費分として、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、36,539 千円 (国費：平成 25 年度復興庁繰越分(当初分) 27,404 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 17,086 千円 (国費：12,814 千円) から 53,625 千円 (国費：40,218 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 31 年 1 月) 平成 31 年度事業費分として、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、10,599 千円 (国</p>						

費：平成 26 年度復興庁繰越分(当初分)7,949 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 53,625 千円（国費：40,218 千円）から 64,224 千円（国費：48,167 千円）に増額。

(事業間流用による経費の変更) (令和 2 年 1 月)

令和 2 年度事業費分として、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、18,650 千円(国費：平成 26 年度復興庁繰越分(当初分)13,987 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 64,224 千円（国費：48,167 千円）から 82,874 千円（国費：62,154 千円）に増額。

当面の事業概要

近傍同種家賃と入居者基準負担額の差額分

<平成 28 年度>中満団地：15 戸（2 カ月）、一ツ屋団地：8 戸（12 カ月）

シウ神山団地：10 戸（10 カ月）

<平成 29 年度>中満団地：74 戸（12 カ月）、49 戸（9 カ月）

一ツ屋団地：8 戸（12 カ月）、シウ神山団地：10 戸（12 カ月）

<平成 30 年度～平成 32 年度>

中満団地：74 戸（12 カ月）、49 戸（12 カ月）

一ツ屋団地：8 戸（12 カ月）、シウ神山団地：10 戸（12 カ月）

東日本大震災の被害との関係

推定で 10.5m の高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k m²が浸水し、沿岸域各地区で計 125 戸（航空写真により）の住宅に壊滅的な被害が発生した町民のうち、全壊及び半壊の判定を受け自宅を解体せざるをえない町民のうち個人での住宅再建が困難な町民に対し、災害公営住宅の整備を行ってきた。

各住宅において、平成平成 28 年度から入居開始となるが、入居者においては、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低減する必要があるもの。

関連する災害復旧事業の概要